

経営者によりそうパートナー

みどり通信 6月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社エムアイサービス

経営者のための 働き方改革対応セミナー開催！！

第248号 2019. 6. 6



講師の松澤真弓氏



CONTENTS

● ひと言、発言	攻めの経費をケチらない・・・	P1
● 税務	法定保存文書の保存期間について	P3
● 今知っておきたい相続の話	死亡退職金の扱い	P7
● TKCシステム【旬】なトピックス	6月のレベルアップ内容	P10
● 生命保険	鉄欠乏性の予防と食事	P11
● 損害保険	地震保険の改定	P13
● 事務所からのお知らせ		P14
● 営業カレンダー		P14
● あとがき		P15

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

攻めの経費をケチらない・・・

企業は、環境適応業と言われます。従来のやり方だけでは存続発展はないと言っても過言ではありません。

そこで、会社の利益を上げるために、通常考えられることは、

- ① 収益を増やす
- ② 費用を減らす の 2つです。

しかし、この2つ以外にも、方法があります。②の費用を増やして、その費用を増やしたことでの費用以上の利益を上げられればいいわけです。

以前にもこのコーナーでご紹介させていただいた書籍、ダイヤモンド社発行の株式会社武藏野・小山昇社長の著書「数字は人格」の174ページに書かれている内容を紹介いたします。

…経費を削れば利益は増えますが、経費は「投資」の側面もあります。ムダな経費を削ることは大切ですが、攻めの経費をケチると売上が落ちます。この経費は攻めなのか、その見極めが肝心です。

武藏野は2017年2月、JR新宿ミライナタワー10階にセミナールームをオープンしました。ミライナタワーはJR新宿駅直結のオフィスビルで、ミライナタワー改札からわずか徒歩15秒。便利なだけに賃料は高く、月500万円もします。

じつは社員が「ミライナタワーを借りたい」と稟議をあげてきたとき、さすがの私も却下しました。当時、武藏野には営業所が23拠点あり、賃料は1500万円でした。

ミライナタワーを借りる場合、新宿近辺のセミナー会場を全部閉めて1カ所に集約する計画でしたが、新宿近辺の会場費は月350万円。ミライナタワーに移したら、月150万円、年間1800万円の経費増になる。さすがにこれには私も腰が引けた。

しかし、1ヶ月後、社員が2回目の稟議をあげてきたとき、私はOKをだしました。採用のための“攻めの経費”になると踏んだからです。

学生はブランド力のある会社が大好きです。働き始めれば都下の営業所に配属されますが、就活中はまだわからない。職場が駅近の最先端オフィスなら、それだけでいいイメージを抱いてくれます。…ミライナタワーはそのイメージづくりに一役買うと考えました。

実際、ミライナタワーを借りたあと、会社説明会の人数が激増しました。
…効果があったのは採用面だけではありません。社長と幹部が合宿する「夢に数字を入れる」セミナーは、これまで東小金井セミナールームで開催していました。東小金井は4社しか入りませんが、新宿なら15社入る。…結果、このセミナーの売上は3倍になり、ミライナタワーを借りた後の売上は現在の予約分も含めて2億円に達しました。賃料の増加分は、もう数年先まで元が取れています。…

社員の裏議を一度は断ったものの、二度目はOKをだし、攻めの経費の支出を決断し、結果的に賃料の増加分以上の利益を上げることになったことは、本当にすごいのひとことです。

無駄な経費は削減することは当然のことですが。

トップの仕事は、「決めること」と、小山社長は著書によく書かれていますが、まさにこのことですね。

税理士 山 口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の6月6日掲載のものです。

『数字は人格』 小山昇著

<本書の内容>

経営は現金に始まり、現金に終わる!9割の社長が見ないB/Sの中に宝がある!危険シグナルはこう見抜け!お金がどんどん増える数字の使い方!銀行は“3点セット”で無担保・無保証!人を育てる数字・ダメにする数字一挙公開!お金を持っている社長だけが“人格者”、全51社の事例を収録!

<目次>

- | | |
|-------|-----------------------|
| プロローグ | ●数字が人格、お金が愛 |
| 第1章 | ●会社の命運は「キャッシュ」が握っている |
| 第2章 | ●銀行から無担保・無保証で借りる3つの方法 |
| 第3章 | ●社長は「B/S」のココだけ見ていればいい |
| 第4章 | ●赤字から黒字へ!「数字は人格」でV字回復 |
| 第5章 | ●社員を「数字」で育てる |

法定保存文書の保存期間について

今回は、保存義務がある経理書類と保存期間について解説させていただきます。決算申告が終わったタイミングで書類整理をする際のご参考にしていただければと思います。

◆経理・税務関係の法定保存年限①

保存年限	該当する文書類	起算日	根拠条文
10年	<p>① 計算書類および附属明細書 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)</p> <p>② 会計帳簿および事業に関する重要書類 (総勘定元帳、各種補助簿、株式申込簿、株式割当簿、株式台帳、株式名義書換簿、配当簿、印鑑簿など)</p>	<p>①作成した時 ②帳簿閉鎖の時</p>	<p>①会社法435 ②会社法432 ※会社法に規定される「会計帳簿および事業に関する重要な資料」が、具体的に何を指すかは諸説あるが、ここでは主なものを挙げた。</p>
7年	<p>① 取引に関する帳簿 (仕訳帳、現金出納帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳など) ※証憑書類のうち取引に関する事項（法人税法施行規則の別表21に定める記載事項の全部または一部）を帳簿に記載することに代えて、記載されている書類を整理保存している場合の書類を含む</p> <p>② 決算に関して作成された書類 (上に挙げた、会社法で10年保存が義務づけられている書類以外)</p> <p>③ 現金の収受、払出し、預貯金の預入れ・引出しに際して作成された取引証憑書類 (領収書、預金通帳、借用証、小切手・手形控、振込通知書など)</p> <p>④ 有価証券の取引に際して作成された証憑書類 (有価証券受渡計算書、有価証券預り証、売買報告書、社債申込書など)</p> <p>⑤ 取引証憑書類 (請求書、注文請書、契約書、見積書、仕入伝票など)</p> <p>⑥ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録 (取引に関して受領または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項の記録)</p>	<p>①～⑥とも帳簿閉鎖日および書類作成日・受領日の属する事業年度終了日の翌日から2か月を経過した日(当該事業年度分の申告書提出期限の翌日)</p>	<p>①～⑤法人税法施行規則59、67 ⑥電子帳簿保存法施行規則8</p>

◆経理・税務関係の法定保存年限②

保存年限	該当する文書類	起算日	根拠条文
7年	<p>⑦ 紿与所得者の扶養控除等（異動）申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書</p> <p>⑧ 紿与所得者の住宅借入金等特別控除申告書</p> <p>⑨ 源泉徴収簿（賃金台帳）</p> <p>⑩ 課税仕入等の税額の控除に係る帳簿、請求書等 (5年経過後は、帳簿または請求書等のいずれかを保存)</p> <p>⑪ 資産の譲渡等、課税仕入、課税貨物の保税地域からの引取りに関する帳簿</p>	<p>⑦法定申告期限</p> <p>⑧課税関係終了の日</p> <p>⑨法定申告期限</p> <p>⑩課税期間末の翌日から2か月を経過した日</p> <p>⑪課税期間末の翌日から2か月を経過した日</p>	<p>⑦国税通則法70～73</p> <p>⑧国税通則法70～73</p> <p>⑨国税通則法70～73</p> <p>⑩消費税法30、消費税法施行令50、消費税法施行規則15の3</p> <p>⑪消費税法58、消費税法施行令71</p>
5年	<p>① 監査報告（本店備置き分。支店備置き分はその謄本を3年保存） (監査役設置会社等の場合)</p> <p>② 会計監査報告（本店備置き分。支店備置き分はその謄本を3年保存） (会計監査人設置会社の場合)</p> <p>③ 会計参与が備え置くべき計算書類、附属明細書、会計参与報告 (会計参与設置会社の場合。会計参与が定めた場所に備置き)</p> <p>④ 金融機関等が保存する非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄異動申告書、非課税貯勤務先異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書などの写し</p> <p>⑤ 金融機関等が保存する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告書などの写し</p> <p>⑥ 金融機関等が保存する退職等に関する通知書</p>	<p>①、②株主総会の1週間（取締役会設置会社は2週間）前</p> <p>③株主総会の1週間（取締役会設置会社は2週間）前</p> <p>④～⑥これらの申告書、退職等に関する通知書等の提出があった年の翌年</p>	<p>①会社法442</p> <p>②会社法442</p> <p>③会社法378</p> <p>④～⑥所得税法施行令48、所得税法施行規則13、租税特別措置法施行令2の21、租税特別措置法施行規則3の6</p>

◆人事・労務関係の法定保存年限（労働安全衛生関連は別掲）

保存年限	該当する文書類	起算日	根拠条文
永久	① 重要な人事に関する文書 ② 労働組合との協定書		法律等による保存年限はないが、文書の性格上、永久保存が必要と考えられるもの
5年	① 従業員の身元保証書 ② 誓約書などの書類	①作成日	①身元保証ニ関スル法律1、2
4年	① 雇用保険の被保険者に関する書類 (雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、同転勤届受理通知書、同資格喪失確認通知書〔離職証明書の事業主控〕、など)	①完結の日（その適用事業所を退職等した日。以下同じ）	①雇用保険法施行規則143
3年	① 労働者名簿 ② 賃金台帳 (国税通則法では7年保存を義務づけ) ③ 雇入れ・解雇・退職に関する書類 ④ 災害補償に関する書類 ⑤ 賃金その他労働関係の重要書類 (労働時間を記録するタイムカード、残業命令書、残業報告書など) ⑥ 企画業務型裁量労働制についての労使委員会の決議事項の記録 ⑦ 労使委員会議事録 ⑧ 労災保険に関する書類 ⑨ 労働保険の徴収・納付等の関係書類 ⑩ 家内労働者帳簿 ⑪ 派遣元管理台帳 ⑫ 派遣先管理台帳 ⑬ 身体障害者等であることを明らかにすることができる書類（診断書など） ⑭ 家内労働に関する帳簿	①死亡・退職・解雇の日 ②最後の記入をした日 ③退職・死亡の日 ④災害補償の終わった日 ⑤完結の日 ⑥有効期間の満了後 ⑦開催日 ⑧完結の日 ⑨完結の日 ⑩最後の記入日 ⑪契約完了の日 ⑫契約完了の日 ⑬死亡・退職・解雇の日 ⑭最後の記入日	①～⑤労働基準法109、労働基準法施行規則56 ⑥労働基準法施行規則24の2の3 ⑦労働基準法施行規則24の2の4 ⑧労働者災害補償保険法施行規則51 ⑨労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則72 ⑩家内労働法施行規則24 ⑪労働者派遣事業法37 ⑫労働者派遣事業法42 ⑬障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則45 ⑭家内労働法施行規則24
2年	① 雇用保険に関する書類 (雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届など。労働保険の保険料の徴収等に関する法律または同施行規則による書類は3年) ② 健康保険・厚生年金保険に関する書類 (被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、標準報酬改定通知書など)	①完結の日 ②完結の日	①雇用保険法施行規則143 ②健康保険法施行規則34、厚生年金保険法施行規則28

※根拠条文のない書類の保存年限は、保存期間の目安

◆総務・庶務関係の法定保存年限

保存年限	該当する文書類	起算日	根拠条文
永久	① 定款 ② 株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿、端株原簿、株券喪失登録簿 ③ 登記・訴訟関係書類（権利証など） ④ 官公庁への提出文書、官公署からの許可書・認可書、通達などに関する重要な書類 ⑤ 知的所有権に関する関係書類（特許証や登録証、特許料や登録料の受領書など） ⑥ 社規・社則およびこれに類する通達文書 ⑦ 効力の永続する契約に関する文書 ⑧ 重要な権利や財産の得喪等に関する文書 ⑨ 社報・社内報、重要刊行物 ⑩ 製品の開発・設計に関する重要な文書	①～⑩に掲げた文書は法律等による保存年限はないが、文書の性格上、永久保存が必要と考えられるもの（会社法31、特許法67など）。このほか、次の文書を永久保存している会社もある ⑪ 株主総会議事録 ⑫ 取締役会議事録（役員会議事録） ⑬ 稟議書、重要決裁文書 ⑭ 財務諸表および附属明細書、税務申告書 ⑮ 固定資産台帳および固定資産の取得・売却に関する書類 ⑯ 顧客名簿 ⑰ 印鑑登録簿 ⑱ 外部団体加入・脱退関係書類など	
10年	① 株主総会議事録（本店備置き分。支店備置き分はその謄本を5年保存） ② 取締役会議事録 ③ 監査役会議事録 ④ 委員会議事録（指名委員会、監査委員会、報酬委員会） ⑤ 重要会議の記録 ⑥ 満期または解約となった契約書 ⑦ 製品の製造、加工、出荷、販売の記録 ※民法724の規定では20年が期限	①株主総会の日 ②取締役会の日 ③監査役会の日 ④委員会の日 ⑤記録作成の日 ⑥満期または解約の日 ⑦製品の引渡しの日	①会社法318 ②会社法371 ③会社法394 ④会社法413 ⑦製造物責任法5、6
5年	① 事業報告（本店備置き分。支店備置き分はその謄本を3年保存） ② 有価証券届出書・有価証券報告書およびその添付書類、訂正届出（報告）書の写し ③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ④ 産業廃棄物処理の委託契約書 ⑤ 契約期限を伴う覚書・念書・協定書など ⑥ 重要な内容の発信・受信文書	①株主総会の1週間（取締役会設置会社は2週間）前の日 ②内閣総理大臣に提出した日 ③管理票の写しを受領した日 ④契約終了日 ⑤契約期間終了の日 ⑥発信・受信日	①会社法442 ②金融商品取引法25 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則8の26 ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則8の4の3
3年	① 四半期報告書、半期報告書およびその訂正報告書の写し ② 官公署関係の簡易な認可・出願等の文書 ③ 業務日報、社内会議の記録、軽易な契約関係書類、参照の必要性のある文書など	①内閣総理大臣に提出した日 ②出願・受願日 ③記録・作成日	①金融商品取引法25
1年	① 臨時報告書、自己株券買付状況報告書およびそれぞれの訂正報告書の写し ② 当直日誌、軽易な往復文書、受信・発信文書、通知書類・調査書類・参考書類など	①内閣総理大臣に提出した日 ②記入日、作成日等	①金融商品取引法25

※根拠条文のない書類の保存年限は、保存期間の日安

経理において保存しなくてはならない書類は、たくさんあります。そしてそれぞれが文書保存を義務付けている法律があり、保存期間が決められています。うっかり捨ててしまった！という事のないように、それぞれの書類の保管期間をしっかりと確認しておきましょう。

担当：吉田智哉

相 続

今知りたい相続の話

その9『死亡退職金の扱い』

<Q>

かねて病気療養中の社長が、先日亡くなりました。

今までの功労を含めて、会社は死亡退職金の支給を予定しています。

退職金の支給を受けた相続人の課税上の取り扱いはどうなりますか。

<A>

会社は、死亡退職金の支給をするのであれば過大退職金分がなければ会社の損金となり会社の経費となります。その場合、支給を受けた側では、みなし相続財産となりますので、所得税等の源泉徴収は不要となります。

一方、退職金の支給を受けた相続人は次のような取り扱いとなります。

- ① 支給される金額が被相続人の死亡後3年以内に確定した死亡退職金は、みなし相続財産として扱われるため相続税の課税対象。
なお、生前に退職していて、支給される金額が被相続人の死亡後3年以内に確定したものも含む。
- ② ただし、「500万円×法定相続人の数」までは非課税。

留意する点は、相続人が受け取った退職手当金等はその全額が相続税の対象となるわけではありません。全ての相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。）が取得した退職手当金等を合計した額が、非課税限度額以下のときは課税されません。

退職手当金等の非課税限度額は次の式により計算します。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

なお、相続人以外の人が取得した退職手当金等には、非課税の適用はありません。

～計算例～

被相続人の死亡によって退職手当金等を次のとおり受け取った場合

退職手当金等の受取人

A (配偶者)	2,000万円
B (長男)	1,000万円
C (長女、相続を放棄)	500万円
合計	3,500万円

(1) 非課税限度額の計算

$$500\text{万円} \times 3\text{人} (\text{法定相続人の数}) = 1,500\text{万円}$$

(注) Cは相続を放棄していますが、法定相続人の数には算入します。

(2) 各人の非課税金額の計算

A $1,500\text{万円} \times (2,000\text{万円} \div (2,000\text{万円}+1,000\text{万円})) = 1,000\text{万円}$

B $1,500\text{万円} \times (1,000\text{万円} \div (2,000\text{万円}+1,000\text{万円})) = 500\text{万円}$

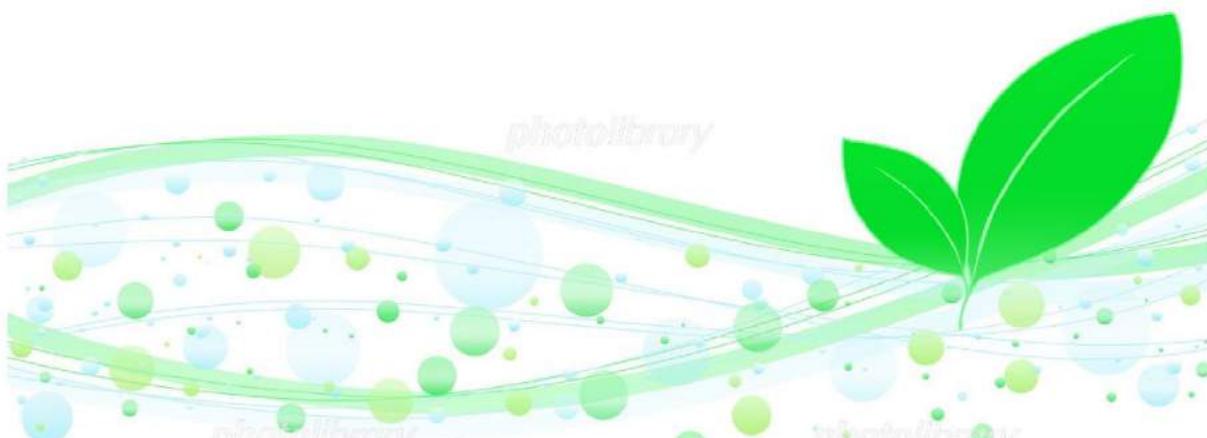
C 相続を放棄していますから、非課税金額はありません。

(3) 各人の課税価格に算入される退職手当金等の額

A (取得退職手当金額) 2,000万円 - (非課税金額) 1,000万円 = 1,000万円

B (取得退職手当金額) 1,000万円 - (非課税金額) 500万円 = 500万円

C (取得退職手当金額) 500万円 - (非課税金額) 0万円 = 500万円



なお、生前に社長を退任して退職金を受領した場合は、その退職金は退職所得の収入金額となり、退職所得の金額は、原則として、次のように計算します。

退職所得の金額＝

$$(収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額) \times 1/2$$

退職所得控除額の計算は次の通りです。

退職所得控除額の計算の表

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	$40\text{万円} \times A$ (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (A - 20\text{年})$

※ なお、「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要になります。

生前に退職金を受給する場合と、死亡後に退職金を受領する場合とでは、上記のように取り扱いが異なり、他の所得や相続財産により有利不利が異なることがあります。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。

相談は無料です。



6月レベルアップ内容のご案内

改正消費税に対応したレベルアップ

改正消費税法対応メニュー

会計システム（FX、しっかり会計）及び請求書システム（SX・かんたん請求）にて、改正消費税対応設定メニューを設置しました。9月30日までにシステム上確認すべき設定について網羅できます。事前にご確認ください。

※詳細はTKCからのお知らせをご確認ください。



The screenshot shows the FX 2 software's main menu bar with several options like '仕訳一覧表' (Journal Entry List), '仕訳一覧表の印刷' (Print Journal Entry List), '取引登録簿' (Sales Register), and '取引登録簿の印刷' (Print Sales Register). A red box highlights the '改正消費税対応' (Tax Revision Response) option under the '改正消費税対応' (Tax Revision Response) menu.

On the right side, there is a detailed configuration window titled '改正消費税対応チェックリスト (FX 2用)' (Checklist for Tax Revision Response (FX 2)). It contains various checkboxes for tax-related settings, such as '仕業データをファイル構成として変更する' (Change job data as a file structure) and '支拂う支拂いの算出方法を変更する' (Change calculation method for payment of tax), along with explanatory text and checkboxes for specific scenarios.

※FX 2の旧版メニューでは、改正消費税対応メニューは表示されませんのでご注意ください。

労働基準法改正への対応

1. 有給取得日の入力メニュー

3月版で搭載した有給取得日の入力機能について、別途「有給取得日の入力」メニューを追加しました。有休を実際に取得した日のみまとめて入力できるようになります。

2. 年次有給休暇取得状況一覧表

基準日からの有給休暇付与月からの有給休暇の取得状況を一覧で表示します。取得義務の5日に達しているか否かの確認にご利用いただけます。

※有給管理簿の印刷は11月版で対応します。



The screenshot shows the FX 2 software's main menu bar with various options. A red box highlights the '有給休暇管理簿' (Annual Paid Leave Record) option under the '社員情報の印刷' (Print Employee Information) menu.

On the right side, there is a detailed configuration window titled '年次有給休暇取得状況一覧表' (List of Annual Paid Leave Acquisition Status). It contains a table with columns for '年次有給休暇(日数)' (Annual Paid Leave (Days)) and '合計' (Total), showing data for different employees across various months.

今回のテーマ

鉄欠乏性の予防と食事

基本的な事柄

貧血は血液をつくる栄養素の不足によって起こる病気の一つです。血液の中の赤血球の大きさが基準より小さい場合の貧血を鉄欠乏性貧血（小球性貧血）といいます。原因は、鉄の摂取量が足りなくヘモグロビン（血色素）が十分につくられないために赤血球の大きさが小さくなってしまいます。ヘモグロビンが少ないために酸素を運搬する力が弱まり、顔色が悪くなったり、動悸（どうき）や息切れ、めまい、頭痛、疲れやすいなどの自覚症状が現れてきます。貧血という病気は原因によっていろいろな種類がありますが、最も多いのは鉄分が欠乏して起こる鉄欠乏性貧血です。

鉄が欠乏する原因

- ①鉄分の摂取量が不足しているとき（偏食、朝食ぬき、極端な節食が続いているなど）
- ②鉄分の必要量が増加しているとき（成長が著しい思春期、妊娠、出産、授乳期など）
- ③栄養のバランスが悪いとき（造血に必要な栄養素（たんぱく質、鉄、造血ビタミンのB₆、B₁₂、葉酸）が不足していたり、鉄の吸収をよくするビタミンCなどの不足）
- ④大出血や慢性出血により鉄分の喪失が著しいとき（胃潰瘍や十二指腸潰瘍、痔などの出血、月経過多など）

食生活のポイント

鉄は吸収率の低い栄養素です。鉄欠乏性貧血を予防するためには、毎日の食事から鉄分が不足しないよう十分に取ることが必要です。特に、鉄の必要量が増加する時期は不足しやすくなるので気をつけましょう。

1. 食事は栄養のバランスを考え、毎日3食をきちんと食べる



2. 鉄分を多く含む食品を十分に取る

鉄分はレバーや赤身の肉類、あさり、かき、血合いの多い魚、大豆製品、緑黄色野菜、海藻などに多く含まれています。特に、ヘム鉄の多いレバーや血合い肉は有効です。

ヘム鉄を多く含む食品 (吸収率15~25%)	非ヘム鉄を多く含む食品 (吸収率2~5%)
肉類…豚肉・牛肉・鶏肉など	卵類…鶏卵
内臓類およびレバー製品…鶏レバー、もつなど	貝類…しじみ、あさりなど
魚類（特に血合い部分）…かつお、いわし、まぐろなど	豆類…大豆、あずき、ココアなど
	緑黄色野菜…ほうれん草、小松菜など
	海藻類…ひじき、あさりなど
	果物…ブルーン、レーズンなど

3. たんぱく質を十分に取る

魚、肉、卵、大豆製品、乳製品などのたんぱく質を多く含む食品を使った料理を毎食バランス良く食べるよう心掛けましょう。

4. 鉄の吸収利用を良くする

- ①酢、柑橘類、梅干しなど酸味のあるものや香辛料を使って胃液の分泌を良くする。
- ②ビタミンCの多い野菜、いも、果物などと一緒に取って吸収を促進させる。
- ③造血成分といわれるビタミンB₁₂（レバー、魚の血合い、納豆など）、葉酸（緑黄色野菜など）ビタミンB₆（いわし、かれい、卵黄など）、銅（貝類、レバー、ごまなど）などと一緒に取る。

5. 食事中の緑茶や紅茶、コーヒーなどは控える

これらに多く含まれるタンニンが鉄と結合して鉄の吸収を悪くします。

6. 料理は手作りを心掛ける

インスタント食品や調理済み食品、出前の料理などは使用されている材料が分かりにくいでなく、栄養のバランスの偏りが生じやすくなります。

貧血の予防は、今日、鉄分を多く取ったから明日は少なくてよいというものではありません。いろいろな種類の食品を毎日食べる食習慣が鉄分不足を解消するポイントです。また、貧血は重大な病気の原因になることもあります。疲れやすい、めまい、立ちくらみ、息切れや動悸がするなどの自覚症状を感じたときは、早めに医師の診断を受けるようにしましょう。

「地震保険の改定」

地震保険は政府と損害保険各社が共同で運営をしており、保険料は各社で作る「損害保険料率算出機構」が最新の被害想定などをもとにして、都道府県ごとに算出します。

2011年3月11日に発生した東日本大震災の後、地震保険の保険料は制度を維持するために3回に分けて引き上げられることが決まっており、2019年1月に2回目の改定が行われました。

さらにこの度、2021年に3回目の改定が決定し、3回分合わせると全国平均で14.7%の引き上げになります。

●地震保険の概要

- ・ 地震保険の対象は居住用の建物と家財です。工場、事務所専用建物などは対象になりません。
 - ・ 火災保険では、地震を起因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されません。
 - ・ 地震保険は、火災保険に付帯して契約となりますので、火災保険の加入が前提となり、単独では加入できません。
- また、火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で保険金額を決めることが可能ですが、建物は5,000万円、家財は3,000万円が限度となります。

●2019年の改定保険料は各都道府県別に下記のとおりになります。

■2019年1月からの都道府県別の地震保険料

<地震保険金額1,000万円あたりの保険料(保険期間1年|割引適用なし)>

都道府県	イ構造(*1)		口構造(*2)	
	保険料	改定率	保険料	改定率
福島県	8,500円	14.8%	17,000円	14.1%
茨城県	15,500円	14.8%	32,000円	14.7%
徳島県、高知県	15,500円	14.8%	36,500円	14.4%
埼玉県	17,800円	14.1%	32,000円	14.7%
宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県	10,700円	12.6%	19,700円	7.1%
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	25,000円	11.1%	38,900円	7.2%
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	7,100円	4.4%	11,600円	1.8%
愛媛県	12,000円	0.0%	22,400円	-5.9%
北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県	7,800円	-3.7%	13,500円	-11.8%
大阪府	12,600円	-4.5%	22,400円	-5.9%
愛知県、三重県、和歌山県	14,400円	-15.8%	24,700円	-14.5%

(*1) イ構造:耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建築物等(主に鉄骨・コンクリート造等)

(*2) 口構造:イ構造以外の建物(主に木造の建物等)

●地震保険に加入されていない方は、是非とも加入をお勧めします。

担当 : 星野

◆◇ 事務所からの
お知らせ ◇◆



- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)
- 加茂まちなかゼミナール(無料) 安心するための『相続』・『贈与』・『遺言』のセミナー
中央コミュニティセンター 6月22日(土) 10:00 ~ 11:30

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			





あとがき

6月を迎えて、さわやかな初夏の風を感じる季節になりました。

水田にも美しい緑が広がり、私たちの目を楽しませててくれております。

さて、「令和」になり早くもひと月余りが過ぎました。働き方改革や消費税増税など、私たちの生活の変化を大きく感じる時代の始まりとなりました。

そのような変革の中で大事になるのは、「環境の変化に柔軟に対応すること」であると、諸先輩方からご指導いただいております。

私自身も、変化に対応しうる知識の蓄積と己の研鑽をし、実りある「令和」にしていきたいと思います。

伊藤寛峻

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp